

担当：保健福祉部地域包括支援センター生方清三郎 電話0279-22-2179 内線1750

件名：地域包括支援センター運営法人の公募について

1 目的

進展する超高齢社会のニーズに対応し、介護予防及び支援が必要な高齢者に対し、介護、医療、福祉等の切れ目のない支援体制である地域包括ケアシステムの構築に向けて、現在4圏域の日常生活圏域で行っている地域包括支援センター業務を、8圏域に細分化し、うち7圏域について平成30年4月1日から市内の社会福祉法人・医療法人等に業務委託を行い、地域包括支援センターのさらなる運営体制の強化を図ろうとするものです。

2 内容

渋川市全域において日常生活圏域を現在の4圏域から8圏域に細分化し、うち7圏域を法人へ委託します。

8圏域名（別紙参照）

- ①赤城圏域、②北橘圏域、③古巻圏域、④豊秋圏域、⑤西部圏域
 - ⑥金島・伊香保圏域、⑦小野上・子持圏域
- 中央圏域は市の運営とし、7圏域を法人に委託します。

3 公募期間 平成29年6月6日から7月21日

平成29年5月29日から渋川市ホームページで公募要項等を公開し、公募説明会を実施します。

- ①公募説明会 平成29年6月6日
- ②申請受付期間 平成29年7月14日から7月21日まで
- ③委託候補者の審査・選定 平成29年8月中旬
- ④委託契約締結 平成29年12月
- ⑤業務引継、研修の実施 平成29年12月から3月まで
- ⑥運営業務開始 平成30年4月1日

4 応募資格

市内社会福祉法人・医療法人等、介護保険法施行規則第140条の67に規定している要件を満たす法人であって、かつ募集要項で規定する要件を満たす法人とします。

5 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間とします。

平成30年度からの日常生活圏域、地域包括支援センター名称について

【渋川市日常生活圏域】

1 平成29年度現在（4圏域）

- 1 東部（赤城・北橋圏域）：東部地域包括支援センター（赤城行政センター内）
- 2 南部（古巻・豊秋圏域）：南部地域包括支援センター（渋川市役所内）
- 3 西部（伊香保・渋川・金島）：西部地域包括支援センター（渋川市役所内）
- 4 北部（小野上・子持）：北部地域包括支援センター（子持行政センター内）

2 平成30年度予定 8圏域名及び地域包括支援センター名

- ① 赤城圏域：赤城地域包括支援センター
- ② 北橋圏域：北橋地域包括支援センター
- ③ 古巻圏域：古巻地域包括支援センター
- ④ 豊秋圏域：豊秋地域包括支援センター
- ⑤ 中央圏域（大崎～坂下町、熊野地区）：中央地域包括支援センター（※市の運営）
- ⑥ 西部圏域（並木町～明保野、軽浜地区）：西部地域包括支援センター
- ⑦ 金島・伊香保圏域（金島地区のうち軽浜地区を除く）：金島・伊香保地域包括支援センター
- ⑧ 小野上・子持圏域：小野上・子持地域包括支援センター

